



労農記者クラブ提供
大阪労働局発表
平成25年10月11日

担当	大阪労働局労働基準部賃金課 電話 06-6949-6502
----	----------------------------------

平成25年度 特定(産業別)最低賃金の改正について

大阪労働局(局長 中沖剛)では、大阪府内の特定の産業について定められている8件の特定(産業別)最低賃金のうち、塗料製造業、機械・金属製品製造関連産業、電気機械器具製造関連産業及び鉄鋼業の4件について、下記の時間額に引き上げることとする改正決定を行い、官報に公示した。(別紙1~4のとおり)

現在、ほかの3件の特定(産業別)最低賃金については、審議中である。

記

【特定(産業別)最低賃金の改正状況】

業種	時間額 (円)	引上額(円) (対前年)	引上率(%) (対前年)	改正決定日	発効日
塗料製造業	870	9	1.05	平成25年10月1日	平成25年10月31日
【機械・金属製品製造関連産業】 はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	850	8	0.95	平成25年9月30日	平成25年10月31日
【電気機械器具製造関連産業】 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	827	7	0.85	平成25年10月10日	平成25年11月9日
鉄鋼業	865	9	1.05	平成25年10月3日	平成25年11月2日
自動車・同附属品製造業	審 議 中				
自動車小売業					
【非鉄金属製造関連産業】 非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業					

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第 3 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、大阪府塗料製造業最低賃金（平成 20 年大阪労働局最低賃金公示第 2 号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第 19 条第 1 項の規定により公示する。

平成 25 年 10 月 1 日

大阪労働局長 中沖 剛

第 4 号中「1 時間 861 円」を「1 時間 870 円」に改める。

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成25年9月30日

大阪労働局長 中沖 剛

第4号中「1時間842円」を「1時間850円」に改める。

附 則

この決定は、平成25年10月31日から効力を生ずる。

最低賃金の改正決定に関する公示
大阪労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成25年10月10日

大阪労働局長 中沖 剛

第4号中「1時間820円」を「1時間827円」に改める。

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、大阪府鉄鋼業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成25年10月3日

大阪労働局長 中沖 剛

第4号中「1時間856円」を「1時間865円」に改める。

最低賃金制度について

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

【最低賃金の種類】

最低賃金には、以下のとおり地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の2種類があります。

なお、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

①地域別最低賃金（大阪府の場合は、「大阪府最低賃金」）

地域別最低賃金は、各都道府県ごとに1つずつ定められおり、産業や職種にかかわらず、各都道府県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

②特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、関係労使が地域別最低賃金より高い額の最低賃金を定めることが必要と認める特定の産業について、当該産業の基幹的労働者を対象として、各都道府県ごとに設定され、金額が定められています（年齢、業務内容等による適用除外あり。）。

（参考）大阪府においては、

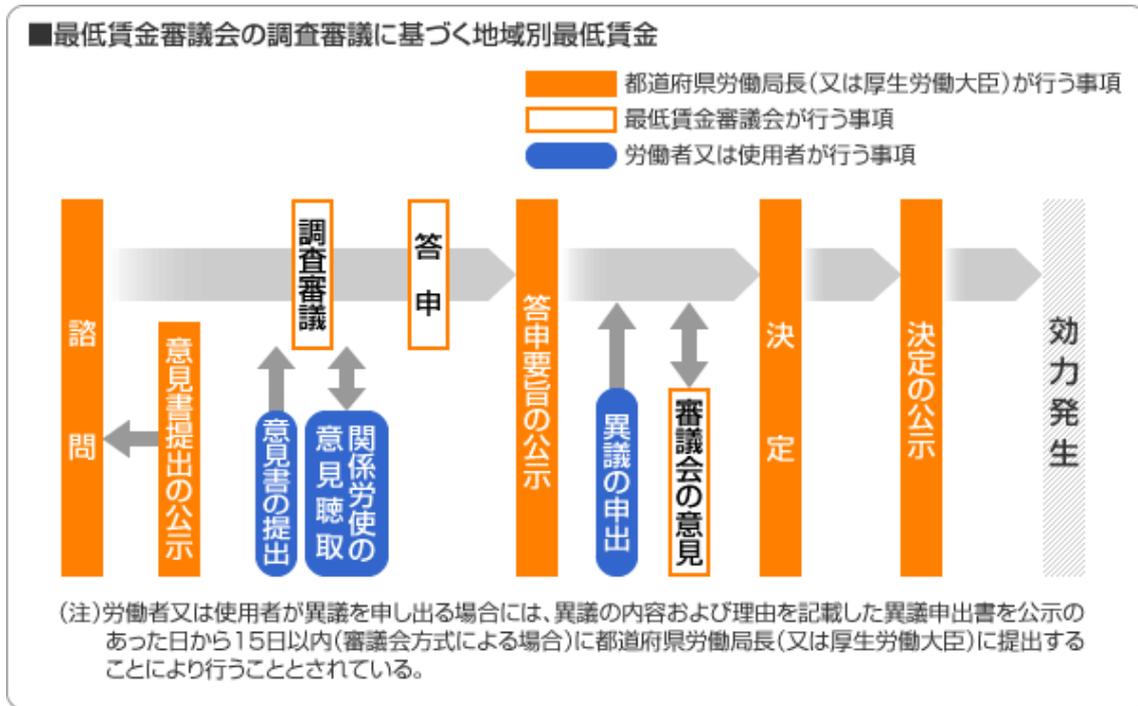
- 塗料製造業
- 機械・金属製品製造関連産業
- 電気機械器具製造関連産業
- 鉄鋼業
- 自動車・同附属品製造業
- 自動車小売業
- 非鉄金属製造関連産業
- 各種商品小売業

の8つの特定の産業について、最低賃金が定められています。

なお、各種商品小売業の最低賃金は、平成21年11月30日以降改正が行われておらず、大阪府最低賃金を下回っているため、大阪府最低賃金が適用されます。

地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金審議の流れ

○地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対し、金額改定のための引上げ額の目安が提示され、地方最低賃金審議会では、その目安を参考にしながら地域の実情に応じた地域別最低賃金額の改正のための審議を行っています。



○特定（産業別）最低賃金は、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会が必要と認めた場合、最低賃金審議会の調査審議を経て決定されます。

